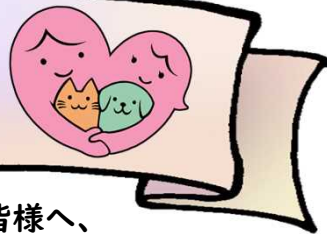


犬猫パートナー通信

Vol.53

令和7年7月号



犬猫パートナー通信は、パートナー登録事業所から飼い主の皆様へ、県内譲渡の最新スケジュール、適正飼養の知識、お知らせをお届けする情報紙です。

7月・8月の譲渡前講習会の日程

愛護センターや保健所など行政からの譲渡です！



- 群馬県動物愛護センター
ホームページを
ご確認ください

こちらを
チェック



※ご不明な点がございましたら直接センターへお問合せください。
☎0270-75-1718

- 前橋市保健所衛生検査課

毎週火曜日
第3日曜日

詳しくは
こちらを
チェック



- 高崎市動物愛護センター
個別予約制

詳しくはこちら
をチェック



◆犬・猫の譲渡を受けるには・・・

- 群馬県、前橋市からの譲渡…はじめに譲渡前講習会を受講してください(事前予約制・開催予定は上記を参照)
- 高崎市からの譲渡…はじめに譲渡申込を行ってください
※譲渡申込者を対象に、個別に説明等を行っています

※既に予約が満員の場合や、日程が変更になる場合がありますので、最新情報はホームページやお問い合わせでご確認ください

遺棄・虐待は絶対ダメ！

-その小さな命は、あなたを信じている-

動物の遺棄・虐待は、**命ある存在に対する重大な罪**です。
どういう行為が該当するか、今一度確認してみてください。

私たちのこと、
本当に大切にしてくれていますか？



動物虐待ってどんなこと？

以下の2つのタイプがあります↓

積極的(意図的)な虐待	ネグレクト(放置)
やってはいけない行為を行う、行わせる	やらなければならない行為を行わない
[具体例] ・暴力を振るう ・心理的抑圧、恐怖を与える ・酷使する など	[具体例] ・給餌給水をしない ・病気やケガを放置する ・糞や尿を片付けない など

犯罪です。
その瞬間あなたは犯罪者になる

動物の遺棄・虐待は

環境省 警察庁

↑環境省作成啓発ポスター

動物の遺棄ってどんなこと？

- ・動物を捨てる
- ・動物を置き去りにする



さいごまで、
責任を持って飼って
ほしいな～



ペットと一緒に健康で安全に暮らし続けることは、飼い主の責任です！

■ 詳しくは、群馬県ホームページをご覧ください！

ぐんま犬猫パートナーシップ制度

検索

問合せ先：

食品・生活衛生課
027-226-2442

